公　告

諸　事　項

特別支給手続開始決定公告

平成28年7月20日　宇都宮地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　宇都宮地方検察庁　平成28年第1号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成28年7月20日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成20年頃から平成27年5月11日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
田野正義が、業として金銭を貸し付け、法定の利率（1日当たり0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記4を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
〔主な犯行態様〕
○　他の顧客からの紹介やいわゆる口コミで来た顧客に対して、月15パーセント又は月20パーセントの金利で金員を貸し付ける。
○　金員貸付の契約が成立すると、借受人に契約金額の全額を現金手交する方法で貸付けを行う。
○　貸付期間は原則1か月間とし、期限までに元金と利息を合わせた金額が返済できないときは、利息額を支払えば元金の返済期日が1か月間延長される。
○　貸金の返済は、借受人から直接手渡しで受領する方法又は指定した銀行口座に振込送金させる方法で受領する。
5　残余給付資金の額　金9万5,216円
6　特別支給申請期間　平成28年7月20日から平成28年9月30日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　宇都宮地方裁判所大田原支部
⑵　裁判年月日　平成27年9月10日
⑶　確定年月日　平成27年9月25日
⑷　被告人の氏名　田野　正義
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、栃木県知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として2名に対し、金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息を受領するに際し、平成25年7月11日から平成26年6月11日までの間、前後17回にわたり、前記2名に、前記貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計74万円を、被告人が管理する栃木県那須塩原市本町7番6号所在の株式会社足利銀行黒磯支店に開設された他人名義の普通預金口座に振込入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装した。
（罪　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒320―0036　宇都宮市小幡2丁目1番11号　宇都宮地方検察庁　被害回復給付金担当
電話（代表）028―621―2525

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年7月20日
近畿地方整備局長　池田　豊人
1　処分をした年月日　平成28年7月6日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社博電工業　代表取締役　山口　照博　奈良県橿原市光陽町275番地　国土交通大臣許可（特―26、般・特―27）第20766号
3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの、また、同区域内における管工事業に関する営業のうち民間工事に係るもの。
（注1）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注2）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。
（注3）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注4）　「民間工事」とは、上記（注3）以外の建設工事をいう。
（注5）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成28年7月21日から平成28年7月27日までの7日間
4　処分の原因となった事実　株式会社博電工業は、奈良県橿原市が発注した橿原市内における汚水管渠埋設工事及び民間企業が発注した大阪府大東市内における建物の空調設備工事において、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳及び第4項に規定する施工体系図を作成していなかった。
このことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年7月20日
近畿地方整備局長　池田　豊人
1　処分をした年月日　平成28年7月6日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　機動建設工業株式会社　代表取締役　中野　正明　大阪府大阪市福島区福島4－6－31　国土交通大臣許可（特―26）第3481号
3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域内における水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注1）　「水道施設工事業に関する営業」とは、注文者から水道施設工事を請け負う営業をいう。
（注2）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。